

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第133号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年8月25日（日） 00時30分ごろ
発生場所	東京都江東区砂町運河 東京都所在の東京荒川河口橋橋梁灯（P2灯）から真方位297°1,800m付近 （概位 北緯35°39.3′ 東経139°49.5′）
事故等調査の経過	平成25年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート CHIC DUCK 23、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	230-53123東京、本橋発動機株式会社
乗組員等に関する情報	船長（アメリカ合衆国籍）、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	プロペラに曲損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、砂町運河に架かる夢の島大橋西方を約5.4ノットの速力で同橋中央に向けて東進した。 船長は、正船首少し左方に夢の島大橋東方から反航してくる客船を視認し、客船が進路を変えずに同橋の中央に向けて接近するので、客船を避けるため、同橋の南側に向ける真方位約092°の針路にして航行していたところ、本船は、平成25年8月25日00時30分ごろ夢の島大橋南側の橋脚付近の浅所に乗り揚げた。 船長は、無線でマリナーに救助を求めた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 1 海象：潮汐 低潮時
その他の事項	船長は、マリナーから本船を借りて航行していた。 船長は、本事故発生場所付近を20回以上航行した経験があった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、砂町運河の夢の島大橋西方を東進中、船長が、正船首の左方に夢の島大橋東方から同橋中央に向かう反航船を認め、避けようとして右転し、同橋南側に向けて航行したことから、夢の島大橋南側の

	橋脚付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、砂町運河の夢の島大橋西方を東進中、船長が、正船首の左方に夢の島大橋東方から同橋中央に向かう反航船を認め、避けようとして右転し、同橋南側に向けて航行したため、夢の島大橋南側の橋脚付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 運河を航行中に橋の下などの可航幅が狭くなっている所で他船と行き会う際は、他船の通過を待つなどの措置を採ること。